

令和6年横審第30号

裁 決
油送船A火災事件

受 審 人 a
職 名 A機関長
海技免許 三級海技士（機関）

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（機関）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年1月29日13時13分
千葉港千葉第4区
- 2 船舶の要目
船種 船名 油送船A
総トン数 3,638トン
全 長 104.45メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 3,309キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成26年5月に進水した船尾船橋型の液体化学薬品ばら積船兼油タンカーで、船尾楼甲板上に最上層に操舵室を配した4層の甲板室が、甲板室下に機関室が、機関室内の上甲板左舷船首側に機関監視室がそれぞれ配置されていた。

機関監視室内には、船首側壁面に左舷側から順に、2号440V給電盤、軸発電機盤、同期盤、主発電機盤、停泊用発電機盤、1号440V給電盤及び1号集合始動器盤が、左舷側壁面に船首側から順に、2号集合始動器盤及びAC100V給電盤がそれぞれ備えられ、いずれの盤もデッドフロント型であった。

1号集合始動器盤は、高さ約2メートル幅約40センチメートル奥行き約70センチメートルの盤5列で構成され、各列とも右開きのパネル扉が設けられ、右舷側から4列目の上から2番目に1号主機冷却高温清水ポンプ（以下「1号清水ポンプ」という。）の始動器盤が装備されていた。

(2) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）Aの機関長として乗り組んでいた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、船長及びa 受審人ほか10人が乗り組み、積荷の目的で、令和6年1月29日09時15分千葉港椎津航路第5号灯標から159度（真方位、以下同じ。）890メートルの地点で、千葉港千葉第4区の北袖地区製油所の私設栈橋に入船左舷着けで着栈した。

a 受審人は、13時00分出航準備作業にかかるため1人で機関監視室に入り、主機の起動準備を開始したところ、始動した1号清水ポンプの電流値が不安定であることを認め、電氣的な不具合が発

生していると考えた。

a 受審人は、1号清水ポンプを2号清水ポンプに切り替えないで、電気系統の点検をすることとし、13時10分マルチテスターを用いて1号清水ポンプの始動器盤内の遮断器（以下「1号遮断器」という。）の1次側の端子間で電流値を計測しようとしたとき、1号遮断器の1次側の端子間にテストプローブを接触させると、相間短絡が起こり火花が生じるおそれがあったが、安易に同端子間で電流が計測できるものと思い、直ちに1号清水ポンプを切り替えてから点検するなど、点検手順の確認を十分に行わなかった。

こうして、a 受審人は、右手にマルチテスターのテストプローブを、左手に同テスターをそれぞれ持っていたところ、1号遮断器の1次側の端子間にテストプローブが接触し、13時13分前示着棧地点において、同端子間を短絡させ、火花が生じて始動器盤内の電線等に着火し、火災が発生した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、a 受審人は顔面及び右手にⅡ度熱傷を負い、1号遮断器等に焼損を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件火災は、千葉港千葉第4区において、積荷中、1号清水ポンプの電流値が不安定であることを認めて点検する際、点検手順の確認が不十分で、1号遮断器の1次側の端子間にテストプローブを接触させ、相間短絡電流が流れ、火花が生じて始動器盤内の電線等に着火したことによって発生したものである。

a 受審人は、千葉港千葉第4区において、積荷中、1号清水ポンプの

電流値が不安定であることを認めて点検する場合、1号遮断器の1次側の端子間にテストプローブを接触させると、相間短絡電流が流れ、火花が生じて火災が発生するおそれがあったのだから、直ちに1号清水ポンプを切り替えてから点検するなど、点検手順の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、安易に同端子間で電流の計測ができるものと思い、点検手順の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同端子間を短絡させ、火花が生じて火災の発生を招き、船体に損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（機関）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月13日

横浜地方海難審判所

審判官 丸田 稔